

# 離婚の際に称していた氏を称する届（戸77条の2届）記入例

- ・届出できるところ……届出人の本籍地・所在地
- ・必要な書類……戸籍謄本（離婚届と同時に届出する場合で添付済みの場合、又は本籍地の役所に届出する場合は不要）

①離婚届出日と同時又は3か月以内に届出してください。  
3か月を経過した場合は、家庭裁判所の許可を得て、「戸籍法 107 条1項の氏変更届」が必要になります。なお、この届をした後、婚姻前の氏に戻りたい場合も、家庭裁判所の許可を得て「戸籍法 107 条1項の氏変更届」をしていただくことになります。

②住民票上の住所を記入してください。

③戸籍謄本のとおり記入してください。

④離婚届と同時に届出しない場合は婚姻前の氏（現在の氏）を記入してください。

⑤協議離婚は、届出日  
裁判離婚は  
調停成立の日  
和解成立の日  
請求の認諾の日  
審判、判決の確定の日

⑥離婚届と同時に届出しない場合で  
○既に届出人が筆頭者で同籍者がいない場合は記入しません。  
○婚姻前の親の戸籍に戻っている場合は新戸籍ができますので記入してください。

## 離婚の際に称していた氏を称する届 (戸籍法77条の2の届)

平成 28年 5月 4日届出

弥彦村 長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日				
送付 平成 年 月 日 第 号	長 印				
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通 知

①

②

③

④

⑤

⑥

弥彦

(よみかた) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) やひこ はなこ 氏 名 弥彦 花子 昭和54年 5月 1日生	
住 所 (住民登録をして いるところ)	新潟県燕市西太田1934 番地 号 番 号	
本 籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 番地 番 新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦2621 番 番 筆頭者 の氏名 弥彦 太郎	
(よみかた) 氏	変更前 (現在称している氏) やひこ 弥彦	変更後 (離婚の際称していた氏) やひこ 弥彦
離婚年月日	平成 28 年 5 月 4 日	
離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍	((3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 番地 番 新潟県三条市新堀1131 番 番 筆頭者 の氏名 弥彦 花子	
そ の 他	○離婚で復氏する本人 ○離婚届と同時に届出しない場合は婚姻前の氏（現在の氏）を記入してください。	
届 出 人 署 名 押 印 (変更前の氏名)	弥彦 花子 弥彦 印	

日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

連絡先	電話 ( ) 自宅・勤務先[ ]・携帯
-----	------------------------